

平成 23 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 福島印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 福島 理夫
(コード番号：7870 名証第 2 部)
問合せ先 取締役経営企画部長 松谷 裕
(TEL:076-267-5111)

定款一部変更及び会計監査人の選任並びに監査役会設置に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 29 日開催の取締役会において、平成 23 年 11 月 17 日開催予定の当社第 59 期定時株主総会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を決議いたしました。

併せて「監査役会の設置」を総会後に行うことをお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

(1) 変更理由

当社は会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、株式会社名古屋証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 31 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、当社定款 4 条（機関）に監査役会及び会計監査人を置く規定を設け、これらに関する条文の新設並びに条数の変更等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 11 月 17 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 23 年 11 月 17 日（木）

2. 会計監査人の選任の件

(1) 会計監査人の選任の理由

株式会社名古屋証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の改正により、上場会社については会計監査人の設置が必要となりました。当社は、これを機に会計監査体制のより一層の充実・強化を図ることとし、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会計監査人を選任するものであります。

また、候補者は金融商品取引法に基づく当社の監査を既に行っていることから、当社の会計監査人に適任であると考えております。

なお、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

(2) 選任する会計監査人の概要

名 称	新日本有限責任監査法人
事務所	(主たる事務所) 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿 革	平成12年4月 法人設立 現在に至る
概 要	構成人員 社 員 公認会計士 636名 その他 18名 職 員 公認会計士 2,049名 公認会計士試験合格者 1,786名 その他 1,333名 関与会社数 4,076社 (平成23年6月30日現在)

(3) 就任予定日

平成23年11月17日

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く (1) 取締役会 (2) 監査役	第1章 総則 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
第5章 監査役 (新設) (新設)	第5章 監査役及び監査役会 <u>(常勤監査役)</u> 第29条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会の決議の方法)</u> 第31条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
第6章 計算 第29条～第32条 (条文省略)	第6章 計算 第32条～第35条 (現行どおり)